

大分県企業局の新型インフルエンザ等対策に関する行動計画

(平成 26 年 3 月 27 日策定)

I 行動計画の目的

この行動計画は、「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）に基づき、企業局の優先業務を定め、優先業務を継続するため、国の「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議 平成 25 年 6 月 26 日）（以下「ガイドライン」という。）を参考にしながら、新型インフルエンザが大流行した際にも、ユーザー及び職員等の安全確保を最優先としつつ、電気及び工業用水を安定供給するために行うべき対策を定め、的確かつ迅速な対策の遂行に資することを目的とする。

なお、新型インフルエンザ等の流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると予想されることから、時々的情勢の変化を踏まえて随時、この行動計画を修正する。

II 新型インフルエンザの基礎的知識（ガイドラインより抜粋）

○新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○新型インフルエンザの発生段階

国の新型インフルエンザ等対策行動計画では、次の 5 つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。

(我が国における発生段階の区分)

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	<p>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</p>

○新型インフルエンザの流行による被害想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、政府行動計画では、1つの例として次のように想定している。

①全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～2,500万人と推計。

②入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。

③全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日あたりの最大入院患者数は10.0万人（流行期から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。

④なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

⑤被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

⑥なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であ

るが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(大分県新型インフルエンザ等対策行動計画)

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、大分県で医療機関を受診する患者数は、約12万人～約23万人と推計されている。
- ・入院患者及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度（致命率0.53%）の場合、大分県の入院患者の上限は約5,000人、死亡者数の上限は約1,600人となる。また、スペインインフルエンザのデータを重度（致命率2.0%）とした場合、大分県の入院患者の上限は約19,000人、死亡者数の上限は約6,000人と推計される。

○インフルエンザウィルスの感染経路

- ・季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの2つの感染経路についての対策を講ずることが必要と考えられる。
- ・ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

*飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

*接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、その手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

- ・新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

＊（参考）空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

III 被災想定

この行動計画は、ガイドライン及び県行動計画等に示されている想定に基づき、欠勤率については職員の最大40%と想定する。

IV 危機管理レベル

県行動計画による。（別紙1のとおり）

ただし、事業運営にあたっては、企業局職員の欠勤状況に応じ、柔軟な対応を行う。

V 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策

新型インフルエンザ等が発生した場合は、県行動計画とともに、次に定める危機管理体制、情報収集・周知、事業運営体制及び職員への感染予防のための措置に基づき適切な対応を行う。

なお、大分県新型インフルエンザ等対策本部と十分に連携するとともに、感染状況等に応じて柔軟な対応を行う。

1 危機管理体制

新型インフルエンザ等発生後、県の危機管理レベル2（国外発生期）となったところで、次の危機管理体制を敷く。

(1) 本局における体制

ア 「新型インフルエンザ等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。

イ 委員の構成及び活動の範囲は、「大分県企業局災害対策本部設置要綱」に準ずる。

なお、委員の罹患も想定し、代替委員を確保する。

ウ 委員会が必要のつど開催する。

エ 事務局は総務課総務調整班とする。

(2) 総合管理センターにおける体制

ア 総合管理センターに「現地新型インフルエンザ等対策委員会」を設置し、対策委員会と連携して対策を推進する。

イ 委員の構成及び活動の範囲は、「大分県企業局現地災害対策部設置要領」に準ずる。

ウ ただし、新型インフルエンザ等発生後においては、各所属相互の応援や幹部職員の罹患も想定されるため、「対策委員会」の指揮命令により各業務を遂行する。

(3) 新型インフルエンザ等対策に係る危機管理体制図は、別紙2のとおりとする。

(4) 職員の休暇・欠勤者等の把握、報告

- ・各所属長は県行動計画の庁内各部署共通対応計画に基づく共通様式により、所属職員の休暇・欠勤者（うち感染者）、感染による出勤停止者、感染の疑いがある出勤者、業務の運営状況を取りまとめ、毎日、10時までに総務課に報告する。
- ・総務課長は、各所属の休暇・欠勤者等の状況を取りまとめ、知事部局人事課へ報告する。

(5) 産業医との連携

産業医と連携し、新型インフルエンザ等に関する健康教育・指導（研修等）、職場環境に関する指導、罹患者及びその疑いのある者への対応についての助言（自宅待機とすべきか否かの判断等を含む）を得る。また、必要に応じ、委員会への出席を要請する。

2 情報収集・周知

(1) 「大分県新型インフルエンザ等対策本部」等と連携し、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

(2) 収集した情報は、企業局共有サーバの「企業局全職員共用フォルダ」内に作成した「新型インフルエンザ対策」のフォルダに保存し、全職員が閲覧できるようにするとともに、「みんなの広場」の掲示板でも知らせることにより、職員に遅滞無く周知する。

3 事業運営体制

新型インフルエンザ等発生後、県の危機管理レベル3（国内発生期）以上の事業運営体制を次のとおり設定する。

(1) 優先業務は次のとおりとし、以下の事業を継続する。

① 電力の供給業務

電気事業については、ライフラインの一翼を担っており、九州電力㈱と調整のうえ、可能な限り発電所の運転を継続し、電力を供給する。

② 工業用水の供給業務

工業用水道事業については、経済活動を支えるインフラとして代替がないこと及び、大分市上水道原水を供給していることから、基本的に事業の停止は行わず、工業用水及び上水道原水を供給する。

ただし、想定を超える職員の欠勤や洪水等による取水の支障が発生した場合等は、工業用水ユーザーと調整のうえ、取水制限や送水停止の措置を行う。

③ ダムにおける洪水調節業務

ダムの洪水調節は県民の命と財産を守るための業務であり、洪水時の体制は確保する。

④ 関連業務

別府市への上水道原水の供給は、別府発電所の運転如何にかかわらず継続するとともに、農業用水の供給についても、継続する。

⑤ 総務系事務

工事代金、公共料金の支払など、最低限の業務は継続する。

(2) (1)に定める優先業務を継続するために、最低限必要な職員数は別紙3のとおりとする。

(3) 緊急連絡網を活用し罹患欠勤者、その他の欠勤者を把握し、別紙4の「新型インフルエンザ発生後の所属別行動計画」に基づき職員の欠勤状況に応じた業務を遂行する。

なお、所属別行動計画は、国内外の感染状況、業務の遂行状況等に応じて必要な見直しを行う。

(4) 別に定めた「所属間応援シミュレーション」(職員が一律減少した場合や特定の所属の全職員が罹患した場合などを想定した職員配置案)に基づき職員を再配置する。

(5) 所属間の応援で行う優先業務継続に必要な業務の遂行については、事前に職員の業務経験を踏まえた研修・訓練を行うとともに、必要なマニュアルを作成する。

(6) 発電所が故障等で停止した場合の復旧順位は、別紙5のとおりとする。

(7) サプライチェーン(事業継続に必要な一連の取引事業者)の確保に努める。

(8)工業用水の浄水に必要なポリ塩化アルミニウム（PAC）、苛性ソーダ、希硫酸については、レベル2（海外発生）となった時点で、貯蔵タンクを満たすとともに、安定的な確保に努める。

(9)優先業務以外の業務については、関係機関や契約業者等と連携しながら、円滑な延期又は停止の措置をとる。

4 職員への感染予防のための措置

事業の安定的継続には、新型インフルエンザ等流行時でも、職員が感染することなく、必要な要員を確保することが重要であるため、次の感染予防措置を実施する。

(1)国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防の情報を迅速かつ適切に周知する。

(2)国の「ワクチン接種に関するガイドライン」に基づき、職員本人の同意を得たうえで、プレパンデミックワクチンを摂取する。

(3)VI- (1)に基づき、あらかじめ備蓄しておいたマスク、手指消毒用アルコール等の感染予防・拡大防止のための物品及び環境整備・消毒に必要な物品を各職場、職員に配布し、使用を開始する。

(4)感染防止に有効と考えられるマスクの常用やうがいの励行とともに、次の感染防止策の実施を徹底する。さらに、自身の健康状態の把握に努めるよう注意喚起する。

①対人距離の保持

(目的)・咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)・通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。

(方法)・感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないようにする。

②手洗い

(目的)・本人及び周囲への接触感染の予防

(効果)・流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。

(方法)・外出からの帰宅後、不特定多数の者がさわるような場所を触れた後、頻回に手洗い又は手指衛生を実施する。

- ・感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。
- ・手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

③咳エチケット

(目的)・咳・くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)・咳エチケットによって感染者の排泄する飛沫の拡散を防ぐことができる。

(方法)・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

- ・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
- ・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクをすることによって、飛沫の感染を防ぐことができる。

④職場の清掃・消毒

(目的)・周囲への接触感染の防止

(効果)・感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机やドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、消毒・清掃を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

(方法)・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの水洗レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、最低1日1回は行うこととし、清掃や消毒を行った時間を記し、掲示する。

- ・職員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯し、ブラシ、雑巾は水で洗い、触れないようにする。

*食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンについては、洗浄・清掃を行う。衣類やリネン

に患者由来の体液（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。

＊壁、天井の清掃

患者由来の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はない。
患者由来の体液が付着している場合、当該箇所を広めに消毒する。

＊床の清掃

患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。明らかに患者由来の体液が存在している箇所については、消毒を行う。

＊職場の周辺の地面（道路など）

人が手であまり触れない地面（道路など）を清掃する必要性は低い。

（消毒剤について）

- ・インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がり、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施しない。

＊次亜塩素酸ナトリウムは原液を希釈し、0.02 ～ 0.1w/v % (200 ～ 1,000ppm) の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。

＊ 70v/v %イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。

⑤定期的なインフルエンザワクチンの接種

（目的）・通常のインフルエンザ罹患者による医療機関受診の防止及び医療機関の混乱防止

（効果）・新型インフルエンザと区別がつきにくい通常のインフルエンザ等の発熱性の疾患については、予防接種を受けることで流行時の発熱外来の受診をせずに、混雑緩和にもつながる。

（方法）・医療機関で通常のインフルエンザの予防接種を受ける。ただし、副反応のリスクも十分理解した上で接種を行う。

（5）1時間ごとに10分間の室内換気を行う。換気は、対角線上にある窓口を中心に、複数箇所を開いて確実に行う。

（6）感染防御、健康状態を今まで以上に留意するよう指導する。必要に応じて検温を実施する。

- (7) 職員の通勤は公共交通機関の利用を控え、自転車や自家用車等の使用に改めるよう要請する。
- (8) 発生地域における不要不急の集会、興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう指導する。レベル4（県内発生早期）では、不要不急の外出を自粛するよう指導する。
- (9) 職員の家族が罹患もしくはその疑いがある場合は、当該職員に対して、勤務しないよう勧告することができる。
- (10) 必要に応じて感染拡大防止のため、対面会議自粛、時差通勤等の措置を実施する。
- (11) 職場内の感染を防止するため、レベル4（県内発生早期）では、芹川第二発電所、大野川発電所、北川発電所、芹川ダム管理事務所、北川ダム管理事務所及び大津留浄水場の各施設を活用し、勤務場所の分散を図る。
- (12) 職員に対し、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」に基づき、適切な対策を要請する。
- (13) 外部からの職場への訪問は、必要最小限に限定する。訪問者に対しては、職場に出入りする前に必ず、手洗いや手指消毒をしてもらう。また、訪問者には、備付けの用紙に氏名、所属、住所等を記載してもらう。

5 職員等が感染した場合の措置

- (1) 所属長は部下の健康把握に努める。また、職員は外部医療機関において自宅待機、入院勧告等の指示を受けた場合は、速やかに上司に連絡する。
- (2) 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば、出勤せずに発熱相談センター（保健所に設置）に連絡し指示を受けるよう指導する。
- (3) 自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センターの意見も踏まえ、その時点で改めて出勤の可否を検討する。
- (4) 職場内でインフルエンザ様症状を呈した職員については、マスクを装着させるとともに、会議室等に移動させ、他の職員との接触を防ぐ。さらに、発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送方針や搬送方法）について指示を受ける。
- (5) 職員が発症者の援助又は公用車による搬送を行う場合は、個人防護具を装着すると

ともに、使用した会議室、公用車等の消毒を行う。

(6) 必要に応じて感染者が発生したことを全所属に周知すると共に、適切な広報、職員及びその家族への適切な情報提供を行う。

6 パンデミック後の小康期の対応

(1) 小康状態になった場合、感染防止策を維持しつつ、停止していた業務を順次回復させる。

(2) 大流行が一旦収束しても、その後、第2波、第3波が来る可能性があるため、本計画の見直し及び感染防止物資の確保等を行う。

VI 新型インフルエンザ発生前の対策

(1) マスク、手袋、消毒用アルコール、うがい薬、ゴーグル等の感染予防・拡大防止のための物品及び環境整備・消毒に必要な物品を備蓄する。(別紙6)

(2) 感染防止策や感染者が職場で確認された場合の環境整備・消毒方法等について、訓練を実施する。

(3) 職員から公共交通機関を利用しない通勤方法を確認し、駐車場の確保を図る。

(4) 職員に対し、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」の周知を行うとともに、家庭に2週間程度の食糧・日用品・医療品等の備蓄を推奨する。

(5) 職場内の感染を防止するため、芹川第二発電所、大野川発電所、北川発電所、芹川ダム管理事務所、北川ダム管理事務所及び大津留浄水場の各施設を活用した勤務場所の分散を図るため、必要な準備を行う。

(6) プレパンデミックワクチンに関する情報を職員に周知し、国が示した「予防接種に関するガイドライン」に基づく対応を準備する。

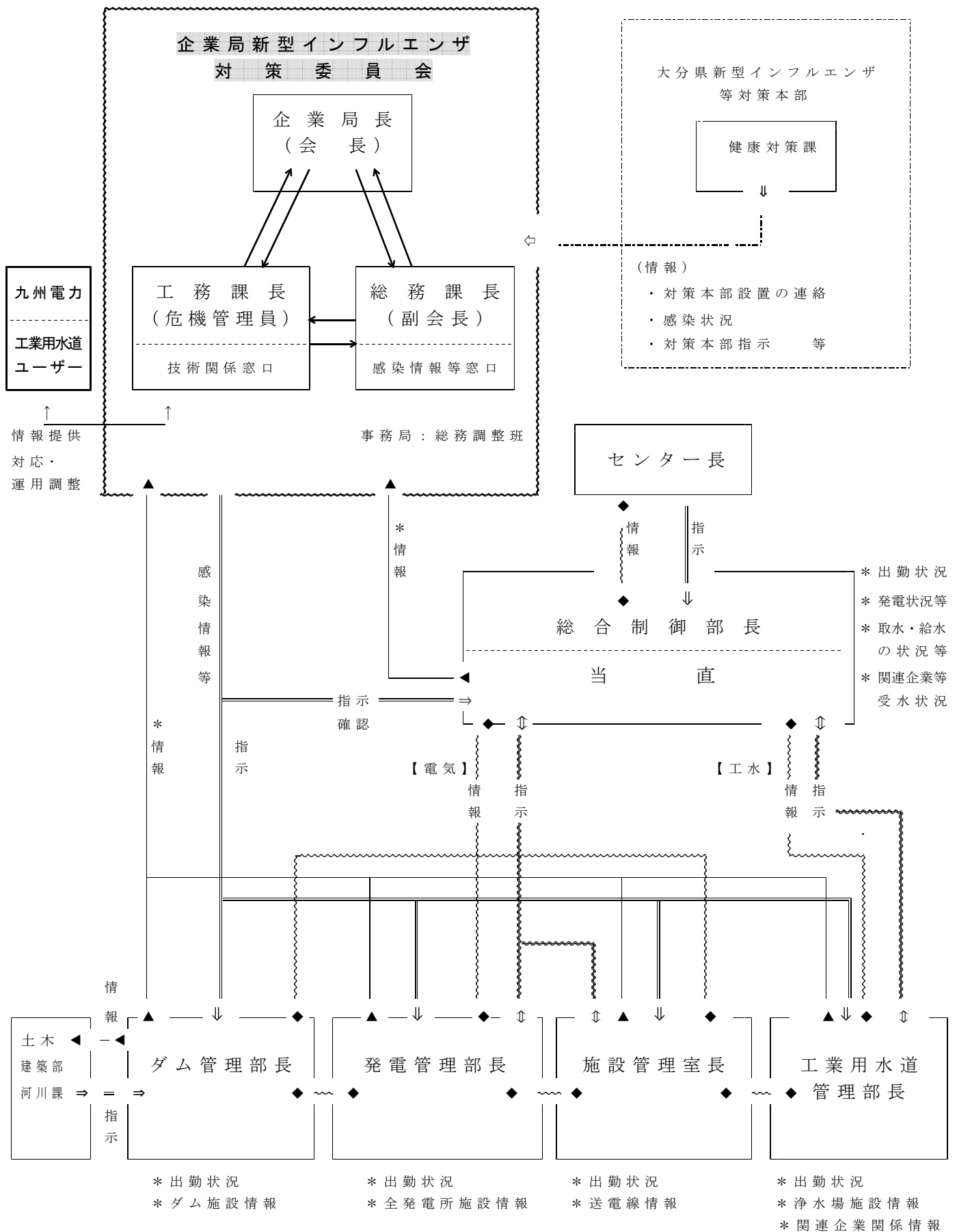
(7) 所属間の応援で行う優先業務の遂行については、事前に職員の業務経験を踏まえた研修・訓練を行うとともに、必要なマニュアルを作成する。

(8) サプライチェーンの確保のため、優先業務の継続に不可欠な取引業者を洗い出し、新型インフルエンザ等発生時においても優先業務を継続できるよう、必要な対策を検討する。

危 機 管 理 レ ベ ル

危機管理 レベル	発生・流行の状況		国の発生段階
レベル1 平常時態勢	発生前	○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状態。	前段階 (未発生期)
レベル2 臨時態勢	国外発生期	○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ○国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ○海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。	第一段階 (海外発生期)
レベル3 緊急時態勢	国内発生期	○国内のいずれかで、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ○県内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。	第二段階 (国内発生早期)
レベル4 非常事態	県内発生早期	○県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。	第三段階 (国内感染期)
レベル5 非常事態	県内感染期	○県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ○感染拡大がまん延、患者の減少に至る時期を含む。	第四段階 (小康期)
	流行終息期	○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行は一旦収束している状況。	

企業局新型インフルエンザ対策に係る危機管理体制図



優先業務・優先事業遂行に必要な所属別職員数
(別紙3)

区分	優先業務・優先事業	パンデミック時		備考
		通常時必要人員	洪水時必要人員	
工務課 (17人)	<ul style="list-style-type: none"> ・局対策委員会業務(危機管理員、副危機管理員、電気事業担当、工業用水道事業担当) ・九電との連絡調整業務(検針業務含む。) ・工水ユーザーとの連絡調整 ・発電所運転業務 ・工業用水道給水業務(薬品購入含む。) 	6人	6人	各班の業務は一時停止
総合制御部 (16人)	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業務 ・故障復旧業務 *洪水時対応業務 	12人	12人	業務班の業務は停止
発電管理部 (17人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム・水路保守点検業務 *洪水調節業務 	8人	12人	保安規程上の保守点検に限定し、工事、その他の業務は停止
ダム管理部 (19人)	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業務 *洪水時対応業務(取水口除塵業務) 	8人	16人	保安規程上の保守点検に限定し、工事、その他の業務は停止
工業用水道管理 部 (10人)	<ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業務 	4人	9人	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規程上の保守点検に限定し、工事、その他の業務は停止 ・故障復旧等は別途人員が必要 ・洪水時は取水口対応に発管より要員確保
施設管理室 (7人)	<ul style="list-style-type: none"> ・局対策委員会業務 ・出納事務 ・支払業務(工事代金、公共料金・給与等) ・電気・工水料金収入事務 	2人	4人	
総務課 (18人)		7人	7人	
合計 (104人)		47人	66人	

(注)*印は洪水時の業務

新型インフルエンザ発生後(レベル3・4・5)の所属別行動計画

(別紙4)

区分	局職員非感染	20%未満欠勤	20~40%欠勤	40%以上欠勤
工務課	<ul style="list-style-type: none"> 局対策委員会の要員確保、業務遂行 マスク等の備蓄物資の使用開始 工事、事業の中止、延期の準備 九電との対応協議・調整 工水ユーザーとの協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 局対策委員会の要員確保、業務遂行 優先業務以外の順次中止、延期 事業所職員体制の把握 九電との対応協議・調整 工水ユーザーとの協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 局対策委員会の要員確保、業務遂行 課内体制の再編 総合管理センター間の応援体制の調整 総合制御部及びダム管へ応援 応援要員の直体制配置 九電との運用協議 工水ユーザーとの運用協議 	<ul style="list-style-type: none"> 局対策委員会の要員確保、業務遂行 課内体制の再編 総合管理センター間の応援体制の調整 総合制御部及びダム管へ応援 応援要員の直体制配置 九電との運用協議 工水ユーザーとの運用協議
総合制御部	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の備蓄物資の使用開始 工事、事業の中止、延期の準備 直体制の確認 応援要員向けマニュアルの確認 九電との運用協議 工水ユーザーとの運用協議 	<ul style="list-style-type: none"> 優先業務以外の順次中止、延期 直体制の確認(12名の確保) 応援要員向けマニュアルの確認 九電との運用協議 工水ユーザーとの運用協議 	<ul style="list-style-type: none"> 総合制御部へ応援 保守要員の再編 停止発電所の保安対策 *洪水、事故時は特別対応 	<ul style="list-style-type: none"> 総合制御部へ応援 停止発電所の保安対策 *洪水、事故時は特別対応
発電管理部	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の備蓄物資の使用開始 工事、事業の中止、延期の準備 各発電所の保守状況の確認 現地施設を活用した勤務場所の分散 	<ul style="list-style-type: none"> 優先業務以外の順次中止、延期 各発電所の保守状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 総合制御部へ応援 保守要員の再編 停止発電所の保安対策 *洪水、事故時は特別対応 	<ul style="list-style-type: none"> 総合制御部へ応援 停止発電所の保安対策 *洪水、事故時は特別対応
ダム管理部	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の備蓄物資の使用開始 工事、事業の中止、延期の準備 各ダム、水路等の保守状況の確認 現地施設を活用した勤務場所の分散 河川課との対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> 優先業務以外の順次中止、延期 各ダム、水路等の保守状況の確認 河川課との対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> 応援要員の保守体制配置 河川課との協議 *洪水、事故時は特別対応 	<ul style="list-style-type: none"> 応援要員の保守体制配置 河川課との協議 *洪水、事故時は特別対応
工業用水道管理理部	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の備蓄物資の使用開始 工事、事業の中止、延期の準備 各施設の保守状況の確認 現地施設を活用した勤務場所の分散 	<ul style="list-style-type: none"> 優先業務以外の順次中止、延期 各施設の保守状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 総合制御部へ応援 保守要員の再編 *洪水、事故時は特別対応 	<ul style="list-style-type: none"> 総合制御部へ応援 保守要員の再編 *洪水、事故時は特別対応
施設管理室	<ul style="list-style-type: none"> マスク等の備蓄物資の使用開始 工事、事業の中止、延期の準備 送電線の保守状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 優先業務以外の順次中止、延期 送電線の保守状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 総合制御部へ応援 保守要員の再編 *洪水、事故時は特別対応 	<ul style="list-style-type: none"> 総合制御部へ応援 保守要員の再編 *洪水、事故時は特別対応
総務課	<ul style="list-style-type: none"> 局対策委員会の要員確保、業務遂行 県対策本部と連携 各所属へ情報提供 マスク等の備蓄物資の使用開始 工事、事業の中止、延期の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 局対策委員会の要員確保、業務遂行 県対策本部と連携 各所属へ情報提供 優先業務以外の順次中止、延期 	<ul style="list-style-type: none"> 局対策委員会の要員確保、業務遂行 課内体制の再編 県対策本部と連携 	<ul style="list-style-type: none"> 局対策委員会の要員確保、業務遂行 課内体制の再編 県対策本部と連携 総合制御部へ応援

※「洪水・事故時は特別対応」は局委員会の判断で、出勤可能職員を工水除塵業務、ダム管理業務、発電所保守業務等に再配置する。

故障等による発電所停止の復旧について

1 基本的考え方

- (1) パンデミック時には、保守要員の減少が想定されるが、社会秩序維持のための電力供給を最優先することとし、点検間隔が延伸した場合でも、基本的に発電所に異常がない限り運転は継続する。

ただし、運転継続することにより人体・物件に損傷を与える可能性のある場合、一般電気事業者の電気の供給に支障を及ぼす可能性のある場合は運転を停止する。(法第39条の趣旨)

電気事業法第42条第4項「事業用電気工作物を設置する者及びその従事者は、保安規程を守らなければならない。」

逐条解説:法第42条第4項は、事業用電気工作物設置者及びその従事者の保安規程遵守義務を規定したものであり、訓示的性格のものである。

なお、法第42条第4項違反に対する罰則なし。

- (2) 発電機が故障停止した場合の復旧は、発電停止の影響等を考慮し、2の表の第1グループに記載の発電所等を優先する。
 (3) 火災等災害対応及びび所内電源の確保のための故障復旧は、発電所毎の復旧順位に関係なく対応する。
 (4) 発電所の運転・運用にあたっては、九州電力㈱と緊密な連携を図る。

2 故障復旧に対する発電所等優先順位等

順位	発電所名	発電停止の場合の影響等
第1グループ	別府発電所	別府市水道局に連絡し、水道局側でのバルブ操作が必要となる。
	芹川第1発電所	芹川ダム農業用バルブからの放流が必要となる。
	芹川第2発電所	灌漑期においては大分川本線流量維持のため逆調放流が必要となる。
	大野川発電所	上部水槽での使用水量調整が不可能となるため、昭和井路取水量の変化に伴う余水吐けからの放水量が変化する。
	北川発電所	延岡地区の電力安定供給信頼性が低下。維持流量確保のためのクレストまたは横坑放流が必要。
	下赤発電所	維持流量確保のためのゲート放流が必要。
第2グループ	耶馬溪発電所	耶馬溪ダム管理事務所に対する、発電機運転不能の連絡が必要。(ダム水位維持の為に放流をゲートから行なうため)
	鳴子川発電所	
	花合野川発電所	
	阿蘇野川発電所	
	芹川第3発電所	
桑原発電所		

感染予防、環境整備・消毒に必要な備蓄物資

1 感染予防用備蓄物資

- ①サージカルマスク 備蓄済み (50 個 × 120 箱)
- ②手指消毒アルコール 備蓄済み (500ml × 120 個)
- ③うがい薬 備蓄済み (250ml × 230 個)
- ④手袋

仕様、必要個数等について、健康対策課の助言を踏まえ整備を検討。

⑤ゴーグル

仕様、必要個数等について、健康対策課の助言を踏まえ整備を検討。

⑥防護服

仕様、必要個数等について、健康対策課の助言を踏まえ整備を検討。

※食料については、各職員に、家庭での備蓄に勤務中必要な食料の備蓄を加えることを要請する。(地震とは異なり、通常の保存がきく食料で可)

※備蓄物資は本局 5 階倉庫及び総合管理センターに保管し、海外発生 (レベル 2、国の第一段階) で各所属に配布し、国内発生 (レベル 3、国の第二段階) で使用を開始する。

2 環境対策用備蓄物資

- ①体温計 各所属配布済み
- ②床等消毒薬

次亜塩素酸ナトリウム溶液、イソプロパノール、消毒用エタノール製剤等について、健康対策課の助言を受けて対応を検討する。